

シャノンデジタル化サービス利用規約

株式会社シャノン（以下、「当社」という）が名刺データデジタル化、機器レンタル等のデジタル化サービス（以下、「本サービス」という）をお客様（以下、「利用者」という）に提供するに当たって、サービス利用規約（以下「本規約」という）を定め、本規約に定めるところにより利用者に対して本サービスを提供する。利用者が利用申込書を提出し、本サービスの提供を受ける場合、本規約の条項について同意しているとみなす。所属する会社に代わって本規約に同意する場合、本サービスの使用に適用される条件について会社を代表して拘束力のある合意をする権限を有するものであることを表明したこととする。

第一章 総則

第1条（用語の定義）

本規約で使用する用語について、下記のように定義する。

1. レンタル物件：本サービスの提供を目して当社が利用者に貸与する電気通信機器等の動産。
2. 料金表：シャノンホームページで公開する本サービスの料金表。
3. 名刺画像：スキャナを使用して作成した名刺のイメージデータ。
4. 名刺テキスト：名刺原本に記載された文字をテキストデータ化したもの。
5. 本サービス用設備：本サービスの提供するにあたって当社が使用する Web クラウド、サーバー等の設備およびこれを稼働させるために必要な電源設備

第2条（本規約の適用サービス）

1. アスデジ Lite
2. アスデジ Plus

第3条（本規約の適用）

1. 本規約は当社が利用者に本サービス提供するにあたり、当社と利用者間に発生する本サービスの提供ならびに付帯して生じるレンタル物件について締結する賃貸借契約、その他本サービスに関わる一切の関係について、この本規約の定めるところによるものとする。
2. 本規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとする。
3. 本規約について、別途書面による利用契約を締結した場合は、その利用契約は本規約と一体となり、本規約との齟齬がある場合は利用契約が本規約に優先して適用される。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は本規約を予告なく変更することができる。
2. 本規約が変更された場合、変更後の利用料金やその他の提供条件について、変更後の本規約が適用されるものとする。
3. 当社は本規約の変更後も利用者が本サービスの利用を継続した場合、利用者が本規約の変更に同意したとみなす。
4. 当社は本規約の変更があった場合、当社が適切であると判断する方式によって利用者に提示、説明を行う。

第二章 本サービスの内容および利用契約の成立

第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスは以下の各号に記載されるサービスの全部ないしは一部の組み合わせによるパッケージサービスを指し、各サービスの機能、仕様等については、シャノンホームページやマニュアル、料金表に記載するものとし、利用者が具体的に利用できる本サービスの種類およびその内容は、利用契約にて定めるものとする。
 - (1) 名刺スキャン代行サービス：
利用者が保有する名刺をスキャンし、当該の名刺画像を作成するサービス。
 - (2) 名刺データデジタル化サービス：
利用者の名刺画像データに記載された文字を読み取り、名刺テキストを作成するサービス。
 - (3) レンタルサービス：
利用者が保有する名刺を使って利用者自身が名刺画像を作成する場合、作成に必要なレンタル物件の貸与を行うサービス
 - (4) ダウンロードサイトサービス：
利用者が名刺テキストをインターネット経由でダウンロードすることができるサイトを利用者に提供するサービス。
 - (5) シャノンマーケティングプラットフォーム格納サービス：
利用者が当社が運用するクラウドサービス「シャノンマーケティングプラットフォーム」（以下、「SMP」という）を利用している場合、名刺テキストデータを SMP 内の利用者の利用領域に格納するサービス。
2. 前項の各サービスが本来機能として有しながら、本サービスの範囲に含まれない機能の利用や、各サービスの利用期間延長等について利用者からの要請があった場合について、別途当社が指定する手続きに従って別途利用契約を締結するものとする。

第6条（契約の申込）

利用者は本サービスに関わる契約を申込みする場合、所定の申込書類の提出またはシャノンホームページ上の申込みフォーム経由によって以下の事項を当社に申し出るものとする。

- (1) 利用者の連絡先
- (2) 利用を希望するサービス内容
- (3) レンタル物件の内容 / 点数
- (4) 利用開始日時
- (5) 請求書送付先
- (6) 名刺スキャンサービスを行った場合の納品後の名刺の取り扱い内容

第7条（契約の承諾）

1. 契約は当社が申込書類の内容を承諾した際に成立する。ただし、当社が申込内容の承諾しなかったことを表明しなかった場合はこの限りではない。

2. 当社は通信機器の手配等、業務上の事由により申込の承諾を延期する場合がある。
3. 当社は以下の事由により、申込を承諾しない場合がある。
 - (1) 当社サービスの提供が困難であると判断される場合。
 - (2) 利用者の希望するレンタル物件の内容、点数、期間のいずれか、またはそのすべてを用意できない場合。
 - (3) 申込内容に不備ないしは虚偽の事項がある場合。
 - (4) 所定の申込締切日を過ぎてから申込があった場合。
 - (5) その他当社の業務遂行上、著しい支障があると認められる場合。
4. 当社が申込を承諾した場合でも承諾後に前項の事由が判明した場合、当該の申込について甲乙間で協議をすることができるものとする。

第8条（名刺搬入）

1. 利用者が名刺スキャン代行サービスを利用する場合、当社の指定する場所に当社が受付時に指定する書類とともに名刺原本を搬入するものとする。ただし、当社が受付時に書式を指定しなかった場合はこの限りではない。
2. 前項の定めのない方法による名刺原本の搬入について、当社がこれを拒否する場合があることを利用者は予め了承する。

第9条（データの作成）

1. 当社は第8条の方法によって搬入された名刺原本をスキャンし、または利用者自身が作成し、当社指定の方法で送付された名刺画像を元に名刺テキストを作成する。
2. 次に記載する事由が発生した場合、名刺テキストが作成されない場合がある。
 - (1) 納品された原本ないしは画像データについて汚れ、破損等の要因で対象の文字の判読が出来ない場合。
 - (2) 名刺原本の形状が定形外で弊社がスキャンできない場合。
 - (3) 日本語、英語以外での言語。
 - (4) **Windows** の標準フォントで表記できない文字も含んでいる場合。（置き換え可能な文字がある場合は置き換えを行うことがある。）
 - (5) 利用者自身が名刺画像を作成した場合に名刺テキストの対象となる項目が含まれていない場合。
3. 前項の場合でも判読可能な箇所のみで名刺テキストを作成し、納品される場合があることを利用者は了承するものとする。

第10条（データの納品）

1. 利用者は名刺データの納品形式として、**SMP** への格納、または当社が指定するダウンロードフォームからのダウンロードのいずれかを選択することができる。
2. 当社は利用者の名刺原本または名刺画像が搬入または送信されてから可能な限り本サービスの予定する最短納期にて名刺テキストを利用者が予め選択した納品形式に応じて納品するものとする。
3. ただし、以下の期日は、納品予定日として指定できないことを、契約者は了承するものとする。

- (1) 当社が指定する最短納品予定日以前の日
 - (2) 土日祝日および年末年始
 - (3) その他当社が納品予定日として指定できないとした日
4. 前項にかかわらず、諸事情により予定の納期から遅延する場合があります、当該遅延による利用者に発生する損害に対して、して当社は何らの補償を行わないことを契約者は了承するものとする。
 5. 当社は、利用者に対して名刺デジタル化サービスが完了した旨を書面または電子的手段にて通知し、利用者が当該納品通知を受領した時点で名刺の納品が正式に完了したことを了承するものとする。
 6. 利用者は、前項の納品通知を受領した時点で、速やかに納品された名刺テキストを検査し、前項の納品通知に記載される手続きに従って、当社に対して検収完了の意思表示をするものとする。なお、利用者は前項の納品通知受領後 3 日以内に当社に何らの意思表示をしなかった場合も検収完了の意思表示をしたものとみなす。

第 1 1 条 (データ納品サービスの利用)

1. 当社は、利用者がダウンロードサイトサービスを利用する場合に、名刺テキストを納品する際に、ダウンロードサイトのユーザーID およびパスワードを電子的手段にて通知し、利用者は指定された期間内にデータをダウンロードするものとする。
2. 利用者はダウンロードサイトサービスの利用期間終了後に当該サイトから名刺テキストのダウンロードができなくなることに同意する。
3. 利用者が SMP を利用する場合、SMP の利用規約を遵守することに予め同意するものとする。

第 1 2 条 (カスタマーサポート)

1. 当社は、全ての利用者に対する無償サポートとして、本サービスに関する以下の問合せの範囲において電子メール・電話によってカスタマーサポートデスクが対応するサポートサービスを提供するものとする。無償で対応する問合せの回数は利用契約のプランによって変わることにより利用者は予め同意するものとする。
 - (1) ダウンロードサイトの操作方法、障害・問題の指摘を含む、各種問合せに対するサポート
 - (2) バージョンアップメンテナンス連絡
 - (3) 不具合、障害の報告
 - (4) カスタマーサポートサイトの提供
2. カスタマーサポートサービスは、原則として、日本の祝日及び当社の規定する休業日を除く、月曜日から金曜日までの 10:00 から 19:00 の時間内に、本サービスの利用者に対して提供されるものとする。
3. 利用者は、サポートの内容およびその結果について、当社が利用者に対して何らの保証も行わないことを承諾するものとする。
4. 利用者は、当社によるサポートサービスとしての助言が、その問い合わせ内容等によっては、即時になされない場合もあることを予め了承するものとする。
5. 当社は、利用者に対してのみサポートを提供するものであり、利用者以外の第三者に対するサポートは一切行わないものとする。

第13条（利用料金）

1. 当社が利用者の申込を承諾し、契約が成立した場合、利用者は料金表に記載された金額を利用料金ならびにこれに付随する消費税・地方消費税を支払うことに同意するものとする。
2. 利用料金として課金される対象となるデータ件数は、第10条4項の通知時に納品された件数を持って規定するものとする。第9条第2項に規定する事由により名刺画像の一切がデータ化されなかった件数は利用料金から除かれる。
3. 本サービス利用料金は第10条5項に定めにより検収が完了した時点で利用者に支払の義務が発生するものとし、当社は納品完了後直ちに請求書を発行するものとする。
4. 利用者は当社に対し、当社が第5条（5）に送付する請求書の内容に則り利用料金を当社が別途指定する振り込み方法、振り込み期日を順守して支払いを行うものとする。また、利用料金支払い時の振込手数料については利用者が負担するものとする。
5. 利用者が前項の内容の支払を完了しなかつた場合、第三章の内容に則りサービスの提供を中止できるものとする。
6. 前項の定めに関わらず、契約者が本サービスをシャノンのパートナー経由で利用する場合は、契約者とパートナー間の定めに従うものとする。

第三章 本サービスの変更・廃止、利用契約の終了等

第14条（是正の要求等）

当社は、利用者が利用契約等に違反したと当社が認めた場合、利用者に対し、事前の通知およびその事由を説明したうえで、下記の措置もしくはその組み合わせの措置を講ずることができるものとする。ただし緊急を要すると当社が判断した場合は、その限りではない。

- (1) 本サービスの利用に際して利用者と第三者との間で争議が発生した場合、解消に向けた協議を当事者間で行うよう要求すること
- (2) 利用契約等に違反する行為の停止を要求すること
- (3) 本サービスの利用に際して利用規約に記載のない行為等で当社の不利益を発生させるような行為の停止を要求すること
- (4) 本サービスを停止すること
- (5) 利用契約を解除すること

第15条（本サービスの中断・停止）

1. 当社は以下の事由によって利用者への事前の通知をもって本サービスの提供を中断または停止する場合がある。ただし当社の責によらない事由のために事前に通知を行わない場合があることを利用者は予め了承する。
 - (1) 当社サービスの提供に必要な設備やレンタル物件について保守、点検、修理を行う場合。
 - (2) 第一種（電話会社等）及び第二種電気通信業者（プロバイダ）の役務が提供されない場合。
 - (3) 地震、火災、その他天変地異等の要因により、当社サービスの提供が困難になった場合。
 - (4) 戦争、暴動、騒乱等の人為的災害により当社サービスの提供が困難になった場合。

- (5) 利用者が本規約の内容に違反したと判断される場合。
 - (6) 利用者が第19条（当社による利用契約の中途解約）に定める事由のいずれかまたは全てに該当する場合。
 - (7) その他、運用上又は技術上の事由により当社サービスの提供中断ないしは停止することが合理的であると当社が判断した場合。
- 2. 前項の事由により当社サービスが一時的に停止ないしは終了した場合でも利用料金の請求を行う場合がある。
 - 3. 利用者は第15条1項の事由によりサービスの中断、停止が行われた場合でも、これによって生じた利用者または第三者の損害について一切の責任、債務を負わないことを了承する。

第16条（本サービスの内容変更）

- 1. 当社は本サービスの内容について、利用者への事前の通知をもってその一部または全てを変更する場合がある。ただし当社の責によらない事由のために事前に通知を行わない場合があることを利用者は予め了承する。
- 2. 利用者はサービスの内容が変更された場合でも、これによって生じた利用者または第三者の損害について一切の責任、債務を負わないことを了承する。

第17条（本サービスの廃止）

- 1. 当社は、第15条1項に記載する事由により本サービスの全部または一部を廃止できるものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとする。
- 2. 当社は前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、契約者に対して当該廃止が効力を有する日の60日前までに、当社が適切と考える手段によってその旨の通知を行う。ただし当社の責によらない事由のために事前に通知を行わない場合があることを利用者は予め了承する。
- 3. 当社は本サービスの廃止の際、前各項の手続を経ることで、第21条（自己責任の原則）、第29条（損害賠償）、第30条（免責事項）に基づき契約者に対して損害賠償責任を負う場合を除き、廃止に伴う契約者からの損害賠償等の請求を免れるものとする。

第18条（利用者による利用契約の途中解約）

- 1 利用者は事前に申請した利用期間の途中であっても、解約希望日の10営業日前に所定の解約申込書類を当社に提出することで、当社サービスの利用契約を解除することができる。
- 2 当初は利用者に対して、解約された本サービスの内容に応じて解約手数料を請求する事ができる。

第19条（当社による利用契約の中途解約）

- 1. 利用者が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合、当社は利用者は何らの通知・催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、または利用契約を解約できるものとする。
 - (1) 利用料金の支払を1回でも遅滞し、または契約の各条項に違反したとき。
 - (2) 手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え、仮押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき、又

- は解散して清算手続もしくは特別清算手続に入ったとき
- (5) 営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (6) 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的な事実に基づき判断されるとき。
2. 利用者は、前項に基づく当社による利用契約の解約があった時点において未払の利用料金等又は遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとする。

第20条（契約終了後の処理）

- 1. 利用者は利用期間の満了や利用契約の解約により利用契約が終了した場合、レンタル物件を利用契約終了後直ちに、利用者の責任と費用をもって当社に返還するものとする。利用期間中にレンタル物件を破損、紛失していた場合は、利用者の費用でその損失を補填するものとする。
- 2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの提供にあたって利用者から受領した資料等および本サービス用設備に記録された一切のデータを、利用契約終了後直ちに当社の責任で消去するものとする。

第四章 契約者の義務

第21条（自己責任の原則）

- 1. 利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。
- 2. 本サービスを利用して利用者が提供又は伝送する情報については、利用者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。
- 3. 利用者は、利用者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとする。
- 4. 当社の提供する本サービスが本来の機能を有しているか否かは、利用者自らが責任を持って確認するものとする。
- 5. 利用者は、本サービスの利用に際しては、十分な注意をもってこれを利用するものとし、利用のための操作およびその結果についてはすべて利用者が責任を負うものとする。
- 6. 利用者が本サービスを通じて取得したすべてのデータは、利用者自身の責任において利用するものとし、当該データをダウンロードしたことに起因して利用者のコンピュータシステムに発生した損害等については、当社は損害賠償責任を負わないものとする。

第22条（ユーザーID及びパスワード）

- 1. 利用者は、ユーザーID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとする。
- 2. ユーザーID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとする。
- 3. 第三者が利用者のユーザーID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該利

用は全て利用者によるとみなされるものとし、利用者はかかる利用についての利用料金等の支払その他の債務一切を負担するものとする。また、当該利用により当社が損害を被った場合は、利用者は当該損害を補填するものとする。ただし、当社の故意又は過失によりユーザーID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第23条（禁止事項）

1. 利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとする。
 - (1) 当社又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスによって提供されるプログラムを複製、頒布する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) 本サービスと同種または類似の業務を行い、当社と競合する行為
 - (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) 本サービスを第4条の内容以外の事項に使用すること
 - (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに利用者へ通知し、その是正を求めることができるものとする。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、利用者の行為又は利用者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に該当するまたは関連することを認知した場合、事前に利用者へ通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。ただし、当社は、利用者の行為又は利用者が提供又は伝送するデータ等の監視義務を負わない。

第五章 シャノンの義務

第24条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとする。ただし、当社が利用者と個別に締結する利用契約に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第25条（本サービス用設備保守およびセキュリティ対応）

当社は、本サービス用設備の保全および情報セキュリティ対策を、別途シャノンが定める「株式会社

シャノン情報セキュリティ体制」(以下、「情報セキュリティ体制資料」という。)の記載内容にしたがって、当社が合理的と判断する範囲で行うものとする。

第26条 (障害等)

1. 当社は、本サービスに障害が生じ、または滅失したことを当社が認識し、利用者が享受する利益を著しく損なうと判断した場合、遅滞なく利用者にその旨を通知し、速やかにその障害箇所を修理・復旧するものとする。
2. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、利用者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでこれを実施するものとする。

第27条 (サービスの保証について)

1. 当社は本サービスにおいて提供する名刺においてデジタル化される名刺は、スキャンされた画像情報に記載されるデータを完全に網羅することを保証するものではないことを利用者は予め了承するものとする。
2. 当社が利用者に対して提供する本サービスは、当社がその時点で保有している状態で提供され、利用者が予定している利用目的への適合性、バグ等の不具合がないことを保証するものではないことを利用者は予め了承するものとする。
3. 当社は本サービスについてのバグ等の不具合の修正、改良等の実施を原則即時に、最大限の努力をもって行うが、即時に対応できない場合があることを利用者は予め了承するものとする。
4. 本サービスは本サービス用設備の故障の修理を完全に保証するものではないことを利用者は予め了承するものとする。
5. 当社は、データバックアップ機器の稼動状態の監視を行うが、本サービスに保存されたデータの完全性を保証するものではないことを利用者は予め了承するものとする。

第28条 (標準納期)

1. 当社は本サービスの利用者にその利用開始時に当社ホームページ上または担当者からの通知等による手段で予め標準納期を提示するものとする。
2. 当社は標準納期が遵守できるよう善処するが、第30条(免責事項)に記載される事由により標準納期から遅延する場合があることを利用者は予め了承するものとする。

第29条 (損害賠償)

1. 当社の責に帰すことができない事由または特別の事情から生じた損害、逸失利益が発生した場合でも当社の予見の有無を問わず、当社は賠償責任を負わないことを、利用者は予め了承するものとする。
2. 利用者が本サービスを利用したことで、個人情報漏洩の事件が発生し、明らかではなくとも漏洩が当社の責に帰すべき事由である可能性がある場合は、当社と当社が契約している損害保険会社が緊急対策チームを編成し、事態の收拾および調査を行うものとする。調査の結果、個人情報漏洩が当社の責に帰すべきであると判明した場合においてのみ、契約者が被った損害について利用者と弁護士等の専門家を含めて協議をした上で賠償を行うものとする。

第30条（免責事項）

1. 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う損害賠償の責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により利用者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 利用環境の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等、利用者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等、インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が導入しているコンピュータウィルス対策ソフトの開発元、またはサービス提供者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等が提供されていない種類のコンピュータウィルスが本サービス用設備に侵入した場合に起因する損害
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害また、利用者が選定した環境に起因する損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより、利用者と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負わないものとする。
3. 当社は当社サービスまたはレンタル物件、ないしはその双方を当社サービスの目的外の用途に使用した場合に発生する不利益について一切責任を持たないものとする。

第六章 レンタル物件

第31条（レンタル物件の引渡し）

当社サービスの利用にあたりレンタル物件の使用が発生する場合、当社は利用者にレンタル物件を利用者の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとする。

第32条（担保責任）

1. 当社は利用者に対し、引渡し時においてレンタル物件が本サービスの利用について正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性または当社が規定する用途以外への適合性については担保しない。

2. 利用者がレンタル物件の引渡しを受けた後2営業日以内にレンタル物件の性能の欠陥につき当社に対して通知をしなかった場合、レンタル物件は本サービスの提供について正常な性能を備えた状態で利用者に引渡されたものとみなす。

第33条（代替機の手配）

1. レンタル物件の引渡し後の利用者の責めに帰すべからざる事由に基づいて、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、またはレンタル物件が盗難にあった場合、当社はレンタル物件を修理または代替機の手配を行うものとする。
2. 前項のレンタル物件の修理または代替機の手配に過大の費用または時間を要する場合、当社は本サービスのサービス提供契約を解除する場合がある。

第34条（レンタル物件の使用保管）

1. 利用者は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとし、これに要する費用は利用者の負担とする。
2. 利用者は、事前に当社の承諾を得なければ次の行為をすることができない。
 - (1) レンタル物件を第31条に規定される設置場所以外に移動すること。
 - (2) レンタル物件を当社の規定する用途以外の目的で使用する。
 - (3) レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
 - (4) レンタル物件に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
 - (5) レンタル物件について質権及び譲渡担保権、その他当社の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
3. 利用者は、レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする。

第35条（レンタル物件の滅失・毀損）

利用者がレンタル物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）した場合、利用者は当社に対し、代替レンタル物件（新品）の購入代価相当額またはレンタル物件の修理代相当額を支払い、なお損害があるときはこれを賠償する。ただし、当社の責による事由の場合は、この限りではない。

第36条（レンタル物件の輸出）

1. 利用者は、レンタル物件を日本国内においてのみ使用する。
2. 利用者がレンタル物件を輸出する場合、速やかに当社に通知し、承諾を得るものとする。利用者は、輸出者として日本及び輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとする。

第37条（ソフトウェアの複製等の禁止）

利用者は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に関し、次の行為を行うことはできない。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。
- (2) ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更または改作すること。

第38条（レンタル物件の返還）

1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により契約が終了した場合、利用者は当社に対し、直ちにレンタル物件を当社の指定する場所に返還するものとする。なお、レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因して利用者その他第三者に生じた損害に関して当社は一切責任を負わないものとする。
2. 利用者が前項の義務の履行を怠った場合、利用者は当社に対し、レンタル期間の終了日の翌日からレンタル物件の返還日まで、1ヶ月当たり利用料金相当額の遅延損害金を請求できるものとする。ただし、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなすものとする。

第39条（レンタル物件の引渡し・返還の費用負担）

1. レンタル物件の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、利用者の負担とする。
2. 運送費等の諸費用は、当社が別途定める料金に応じて支払うものとする。

第七章 一般条項

第40条（秘密保持）

1. 当社および利用者は、事前に相手方から同意を得た場合もしくは法令の規定にもとづき開示を求められた場合を除き、相手方から秘密である旨を表示されたうえで開示された情報（以下「秘密情報」という）を第三者に開示、漏洩しないものとする。
2. 当社と利用者の双方の本条解釈の誤解を避けるため、以下の項目について、特に秘密情報として定義する。また、明らかに秘密情報と判別つかない情報・事項については、明示的に当該情報に「秘密」などの表示をして相手方に渡すものとする。
 - (1) 当社利用者の事業計画・マーケティング・経営上の重要事項に関する情報。
 - (2) 当社利用者の顧客に関する情報および各種個人情報。
 - (3) 当社利用者のソフトウェアに関する情報。
 - (4) 当社利用者の設備・機器に関する情報。
 - (5) 当社利用者の組織に関する情報。
 - (6) 当社利用者のビジネスパートナーに関する情報およびそれに付随するノウハウ。
 - (7) 当社利用者の知的財産権等の保護状況および計画に関する情報。
 - (8) その他、当事者以外に知り得ない情報。
3. 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

- (2) 利用者または弊社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 5. 利用者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合、利用者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとする。
 6. 前各項の定めにかかわらず、当社は第46条（再委託）で規定する再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者に対して事前に書面による通知を行ったうえで、利用者の秘密情報を開示することができるものとする。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとする。
 7. 当社は、利用者より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」という。）することができるものとする。この場合、当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとする。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ利用者から書面による承諾を受けるものとする。

第41条（個人情報の取り扱いについて）

1. 本サービスにおいて個人情報とは、個人に関する情報であり、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付与された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によりその個人を識別できるものとする。また、これに該当しなくとも情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別できるものについても個人情報として取り扱うものとする。
2. 本サービスの利用に際して取り扱う個人情報については当社が当社ホームページ上で開示しているプライバシーポリシーに則って適切に取り扱われるものとする。
3. 利用者は当社が当社サービスの遂行を目的とした場合に限り、当社の協力会社に利用者から預かった個人情報を開示する場合があることに同意する。
4. 当社は利用者から提供された個人情報について、利用者が第5条の申込時に指定した方法によって返却ないしは処分するものとする。
5. 利用者が本サービスの利用に関連して知り得た個人情報については、当社とは独立した利用者自身の定める個人情報の保護に関する規定やデータの収集の規定によって取り扱われるものとし、当社は、利用者の規定や活動に対していかなる義務や責任も負わないものとする。

第42条（支払遅延損害金）

1. 利用者が本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務の履行を遅滞した場合、利用者は当社に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.0%の割合による支払遅延損害金を当社が指定する方法で支払うものとする。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とする。

第43条（変更通知）

1. 利用者は、本サービスの利用期間中にその商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込書の利用者にかかわる事項に変更が発生した場合には、当社の定める方法により変更予定日の10営業日前までに当社に通知するものとする。
2. 当社は、利用者が前項に従った通知を怠ったことにより利用者が通知の不到達その他の事由に起因する損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

第44条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社ホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

第45条（権利義務譲渡の禁止）

利用者は、あらかじめシャノンの書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

第46条（再委託）

当社は、利用者に対する本サービスの提供に際して必要となる業務の一部又は全部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとする。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」という。）に対し、第40条(秘密保持)及び第41条（個人情報取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約によって定められた当社の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第47条（特約条項）

契約について、別途書面により特約した場合は、その特約は契約と一体となり、契約を補完及び修正することを承認する。

第48条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。
2. 契約についての紛争は、東京地方裁判所または訴額のいかんにかかわらず東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第49条（協議事項）

1. 本規約および利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとする。
2. 協議の結果、利用契約等の何れかの条項が無効又は変更となった場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとする。

第50条（付則）

本規約は、2013年11月26日以降に締結される契約について適用される。

制定日 2013年12月2日

■改定履歴

変更年月日	効力発生年月日	改定内容
2013年12月2日	2013年12月2日	新規作成